■給与支払報告書(個人別明細書) 「<u>摘要」欄の記載</u>における留意事項(令和6年分のみ)

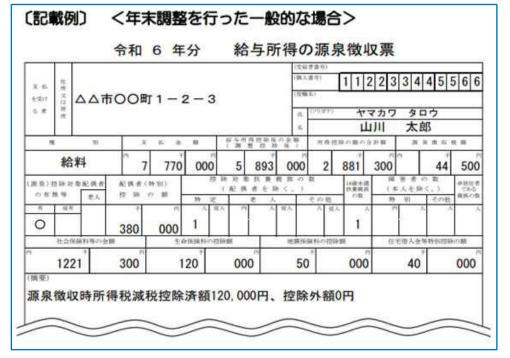
(記載が必要な内容)

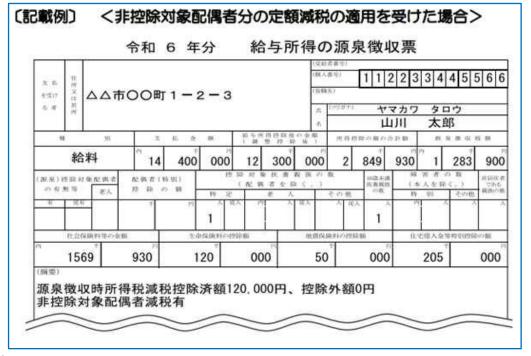
- ①定額減税額に関する記載事項として、所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった額を記載してください。
- ②合計所得金額が 1,000 万円超である居住者の同一生計配偶者分(=非控除対象配偶者)の定額減税を実施した場合、 その旨を記載してください。
- ③②に該当する場合であって、その<mark>非控除対象配偶者が障害者に該当する場合</mark>は、「減税有」とし、配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。

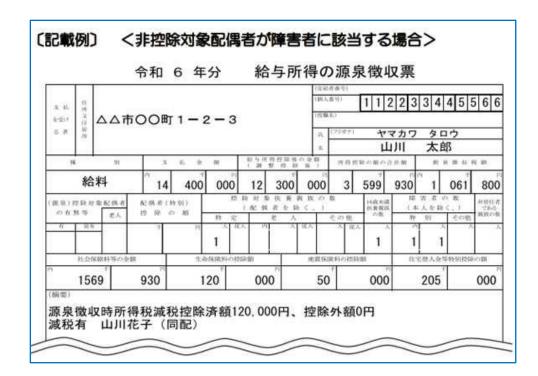
(記載例)

- ①「源泉徴収時所得税減税控除済額 ●●円、控除外額●●円」
- ②「非控除対象配偶者減税有」
- ③「減税有 △△△△(同配)」

※以下の記載例の様式は「給与所得の源泉徴収票」となっていますが、「給与支払報告書」に読み替えて参考にしてください。







(その他)

【定額減税について】

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度 分個人住民税において減税が実施されています。

しかしながら「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(※)」の情報は、納税義務者からの申告がない限り把握できないことから、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」がいる方については、令和7年度分の個人住民税において1万円を減税することになっています。このことから、令和6年分の源泉徴収票・給与支払報告書等には、当該情報を記載することとし、この情報等を基に減税を行いますので、情報の記載にご協力いただきますようお願いいたします。

「(※)納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者。」